

4 事業の基本的な考え方について

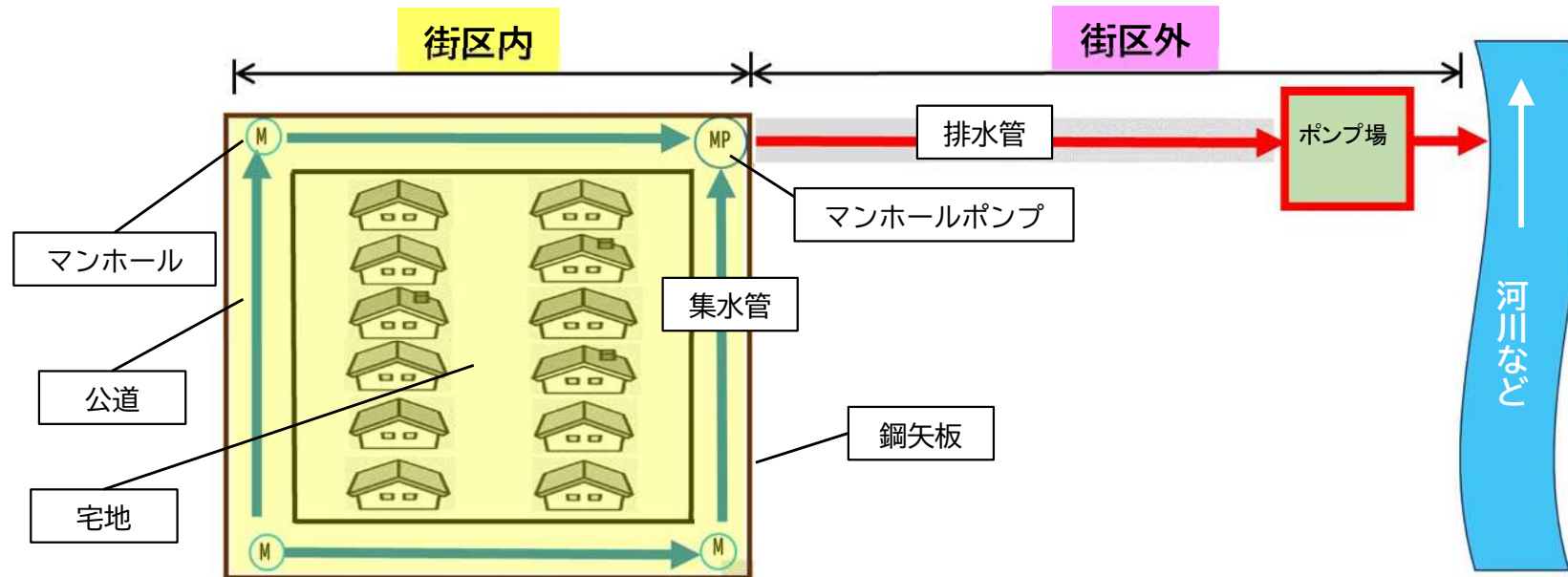
(1) 住民負担について

モデルケースの条件設定

工 法	地下水位低下工法
面 積	1ヘクタール(10,000㎡)
対象宅地数	40宅地(1宅地50坪、165㎡と想定)

地下水位低下工法は、

1. 施設整備と維持管理によって機能を発揮する
2. 施設整備と維持管理は、街区内と街区外に分けられる



街区内(1ヘクタールあたり)

施設整備費	・集水管布設 L=600m ・マンホールポンプ設置 N=1基 ・マンホール設置 N=7基 ・遮水鋼矢板 L=400m	約4億円
維持管理費	・ポンプ施設の電気料金、メンテナンス費 ・集水管の清掃費など	約2,100万円 (70万円/年×30年)
		約4億2,100万円

街区外(対象検討範囲全体)

施設整備費	・排水管布設 ・ポンプ場の新設	40~400億円
維持管理費	・ポンプ場の電気料金、燃料費 ・機械設備のメンテナンス など	2~4億円
		42~404億円

モデルケースで算出されたように、本市の対策は他都市と比較すると街区外のコストが膨大と想定される。

費用負担の考え方

9月4日 第9回復旧・復興推進本部会議決定事項

1. 施設整備費について

- (1) 施設整備費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象であり、かつ、令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けたことから、新潟市の負担が軽減されている。
- (2) 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。
- (3) 街区内外の施設を一体的に機能させていくことが必要。

⇒ **施設整備費については、住民負担の対象とせず、市が全額を負担する**

2. 維持管理費について

- (1) 街区内の維持管理費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象外である。
- (2) 街区外の排水管は、特定の街区のみが利用するのではなく、公共性がある。

⇒ **街区内の維持管理費の試算を基礎とし、住民負担の対象とする**

- 土地の面積に応じて、1坪あたり5,250円(1㎡あたり1,590円)をご負担いただくこととし、すべての街区で共通の額として設定する

※土地面積が50坪(165㎡)の場合

$$5,250\text{円/坪} \times 50\text{坪} = 262,500\text{円}$$

負担軽減策について

10月8日 第10回復旧・復興推進本部会議決定事項

1. 支払が困難な方への減免

減免の対象

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税均等割のみ課税世帯

全額免除

2. 支払方法の選択

個人の資力にあった支払計画が立てられるよう、一括払いから最長8年32回(4回/年)の分割払いまで選択可能とします。 ※金利・手数料無料

面積	一括払い	4回払い(4回*1年)	8回払い(4回*2年)	12回払い(4回*3年)	16回払い(4回*4年)
50坪 (165㎡)	262,500円/回	262,500円/年	131,200円/年	87,500円/年	65,600円/年
		65,600円/回	32,800円/回	21,800円/回	16,400円/回
100坪 (330㎡)	525,000円/回	525,000円/年	262,500円/年	175,000円/年	131,200円/年
		131,200円/回	65,600円/回	43,700円/回	32,800円/回
		20回払い(4回*5年)	24回払い(4回*6年)	28回払い(4回*7年)	32回払い(4回*8年)
		52,500円/年	43,700円/年	37,500円/年	32,800円/年
		13,100円/回	10,900円/回	9,300円/回	8,200円/回
		105,000円/年	87,500円/年	75,000円/年	65,600円/年
		26,200円/回	21,800円/回	18,700円/回	16,400円/回

分割時100円未満の額は、1回目の支払額に合算します

負担軽減策について

3. 公共的な用途の土地の除外

10月8日 第10回復旧・復興推進本部会議決定事項

公衆用道路として使われている私道、神社、自治会館など公共的な用途で使用されてる土地※は、負担金の対象外とします。

※固定資産税の考え方に準ずる

